

## 納税課からのお知らせ

### 市税は納期内に納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期内に納付してください。

市税の納期は税目により異なります

市税の納期	納期
市・府民税（普通徴収分）	6月・8月・10月・12月
固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

### 市税はコンビニでもお支払いができます

市税は、市役所や銀行・金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア（コンビニ）で納付することができます。

※取り扱っていない金融機関、コンビニは納付書の裏面に記載されています。

**納付書は綴っていません**  
納付書は綴らずに送付します。

### ※コンビニでは

- レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して、1枚ずつレジに出してください。
- 納付額が1枚につき30万円を超えるものは取り扱いできません。
- バーコードの印字されていないものは取り扱いできません。
- 納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱いません。

### 納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。

※口座振替用の納税通知書には、納付書は同封しません。

### 便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替（払込）します。このため各税の納期ごとになんげも出向くこともなく、納め忘れもありません。

## 熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家の固定資産税額（120㎡まで）の3分の1相当額を減額します。

### 【減額される要件】

▽平成20年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）であること。

### 【減額の期間と範囲】

改修工事が完了した年の翌年度分のその家の固定資産税額（120㎡まで）の3分の1相当額を減額。

### 【手続き】

改修工事後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事（必須）」の合計が30万円以上であること。

- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

### \*\*\*

新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。熱損失防止改修と併用して申請してください。

◆問い合わせ 資産税課

▽申し込み 5月15日までに口座振替の申し込みをした場合、納期が6月の市・府民税第1期分と軽自動車税から振替ができます。また、6月15日までに手続きをした場合、7月が納期の固定資産税・都市計画税第2期分からの振替となります。

### 預金残高不足等で口座振替できなかったら

口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくことになります。

### 納期限が過ぎた市税は

京都地方税機構へ

市税を納期限までに納付しないと延滞金や督促手数料が加算されることがあります。納期限までに納付がない場合は督促状を送付してください。

## 資産税課からのお知らせ 家屋訪問調査にご協力を

公平で公正な課税を行うことを目的に、平成23年度に引き続き家屋訪問調査を行います。



### ▽調査対象家屋

①航空写真に写っているが課税データがない家屋②所在地番のない家屋（すでに取り壊し済み等の家屋）

### ▽調査方法

①市の調査員が訪問し、所有者等の立ち会いのうえ、対象家屋を調査します。②調査は地区ごとに行いますので、原則として事前に

し、京都府と府内25市町村（京都市を除く）で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。以降、同機構が徴収を行います。

### 納付が困難なときは

災害や病気・けが、事業の廃止や休止、失業などにより市税を納期限までに納めることができない人は、各市税の平成24年度の納税通知書が届いてから第1期納期限内（固定資産税は5月31日、市・府民税は7月2日）までに納税課へご相談ください。

※内容により京都地方税機構でご相談いただく場合があります。

### ◆問い合わせ 納税課

## やわたご意見たまため箱

### ◆問い合わせ 秘書広報課

### ○意見

男山雄徳南西の交差点は、夜、信号の灯りだけなので、薄暗く危ないです。横断歩道上を照らす灯りが欲しいです。

### ◎回答

ご指摘いただきました交差点の照明は、街路灯パトロール中に照明ポールの根元の腐食を見つけたため、緊急に撤去いたしました。3月中旬に再度設置

いたしました。ご不便をお掛けいたしました。

前市長から、まちづくりについて、広く市民の声を聴くための「やわたご意見たまため箱」を引き継ぎました。

皆さんからの提案などをいただき、市政運営の参考にさせていただきます。皆さんからの提案をお待ちしています。

## あなたの意見・提案をお寄せください

### ■平成23年度に寄せられた意見・提案等

区分	件数
交通・道路・河川・公園・都市整備・上下水道	29
公共施設・財政・政策全般	19
市職員	11
教育・文化	10
消防・防災	10
福祉・健康・子育て	6
環境	3
商工業・観光	1
その他	24
計	113

まちづくり、福祉、教育から、広報やわた等の個別事務事業まで、お気付きのことがありましたら、「やわたご意見たまため箱」に意見・提案等をお寄せください。

### \*\*\*

たまため箱は、市役所1階、案内カウンターに設置しています。直接、投かんされるか、郵送（〒614-8

500）やわたご意見たまため箱」で、意見等をお寄せください。また公民館等に記入用紙（切手不要）があります。郵送または、そのままFAX送信（☎982・7988）してください。市のホームページからメール送信することもできます。

### ◆問い合わせ 秘書広報課